

太子町学童保育園運営業務委託プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

太子町

目 次

1 目的	2
2 担当課	2
3 業務概要	2
4 参加資格	3
5 事務手順	3
6 実施要領等の入手方法	4
7 質問書の提出及び回答	4
8 参加申込書等の提出方法	4
9 説明会	5
10 企画提案書等の提出	5
11 参加辞退	6
12 選定審査及び評価	6
13 選定後の手続き	7
14 失格要件	7
15 提出書類の取り扱い	8
16 その他の留意事項	8

様式集

- 【様式1号】参加申込書
- 【様式2号】誓約書
- 【様式3号】法人の概要・事業経歴
- 【様式4号】質問書
- 【様式5号】企画提案書
- 【様式6号】見積書
- 【様式6号別紙】見積積算内訳書
- 【様式7号】参加辞退届

1. 目 的

本要領は、兵庫県太子町（以下「町」という。）が実施する放課後児童健全育成事業を業務委託するにあたり、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、均一かつ良質なサービスが提供可能な委託事業者を、公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要な事項を定めるものである。

2. 担当課

〒671-1592

兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

太子町教育委員会こどもえがお課

電 話：079-277-1019

F A X：079-277-2201

E-mail：egao@town.hyogo-taishi.lg.jp

3. 業務概要

（1）業務名

太子町学童保育園運営業務

（2）業務内容

「兵庫県太子町学童保育園運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

（3）委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 3 1 日まで

（ただし、委託契約については当プロポーザルにより最優秀提案者に選定された事業者を優先交渉権者として、委託契約を締結するものとする。なお、当プロポーザルに関する業務委託料について、予算の成立が伴わない場合は、業務委託を実施しないことがある。）

（4）履行場所

名 称	クラス	住 所	備 考
斑鳩学童保育園	つくし、ひまわり	鵜 713 番地	町立斑鳩小学校敷地内
	升田邸	鵜 650 番地	民家
石海学童保育園	A、B、C	福地 477 番地 3	旧 JA 石海支店
	D	福地 422 番地	町立石海小学校敷地内
太田学童保育園	ゆき、そら、ほし にじ 1、にじ 2	東出 125 番地 1	
龍田学童保育園		佐用岡 436 番地	町立龍田小学校 教室

（5）委託事業者数

太子町学童保育園の運営業務を、1 事業者に業務委託するものとする。

(6)見積限度額

本業務委託に係る見積限度額は次のとおりとする。

なお、見積限度額を超えた場合は無効とする。

年 度	見積限度額
令和 8 年度	165,000 千円
令和 9 年度	170,000 千円
令和 10 年度	175,000 千円
総 額	510,000 千円

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 2 第 7 号により非課税とする。

・見積参考額

太子町学童保育園運営費：127,962,944 円

上記金額は、仕様書の業務分担表及び費用分担表において受託者が実施するもので令和 6 年度に要した運営費の総額である。

4. 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業または類似事業の実績を有していること。
- (2) 町の児童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと及び町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生または再生の手続きをしていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 法人等またはその役員等が、太子町暴力団排除条例(平成 25 年条例第 7 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものでないこと。

5. 事務手順

運営委託事業者の決定に至る事務手順は、以下のとおりとする。

- (1) 公募開始（町ホームページ掲載）
令和 7 年 7 月 1 日（火）
- (2) 質問書受付締切
令和 7 年 7 月 8 日（火）17 時まで
- (3) 質問書に対する回答（町ホームページ掲載）
令和 7 年 7 月 11 日（金）（予定）

- (4) 参加申込書等受付締切
令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時まで
- (5) 企画提案書等受付締切
令和 7 年 7 月 28 日（月）17 時まで
- (6) 審査（ヒアリング）
令和 7 年 8 月 1 日（金）午後
- (7) 審査結果通知
令和 7 年 8 月 8 日（金）（予定）

6. 実施要領等の入手方法

太子町ホームページのトップページ「新着情報」又は「組織から探す→こどもえがお課→学童保育園→業務委託の公募に関すること」に掲載する「太子町学童保育園運営業務委託プロポーザル実施要領」から関係する書類をダウンロードし、入手する。なお、窓口での配付は行わない。

7. 質問書の提出及び回答

本実施要領等に関する質問は、次のとおり受付し、回答する。

- (1) 質問の提出方法
質問書（様式 4 号）をメールにて提出し、その際、電話により「2. 担当課」へ確認の連絡をいれること。
- (2) 提出期限
令和 7 年 7 月 8 日（火）17 時まで（必着）
- (3) 宛先
太子町教育委員会こどもえがお課のメールアドレス
egao@town.hyogo-taishi.lg.jp
- (4) 回答方法
太子町ホームページに掲載する。（令和 7 年 7 月 11 日（金）予定）

8. 参加申込書等の提出方法

- (1) 参加申込書等の受付
本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加申込書等を提出すること。
なお、提出期限内に提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できないものとする。
 - ①提出期限
令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時まで（必着）
 - ②提出方法
提出書類等は、持参または郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留によるなど、確実な方法を取り、提出期限までに必着すること。
 - ③提出先

〒671-1592

兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

太子町教育委員会こどもえがお課

(2) 参加申込書とあわせて提出が必要な書類

- ① 参加申込書（様式 1 号）
- ② 誓約書（様式 2 号）
- ③ 法人の概要・事業経歴（様式 3 号）
- ④ 法人等の概要（組織及び運営に関する事項）を記載した書類
- ⑤ 定款、寄付行為、またはこれらに準じる書類
- ⑥ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑦ 直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- ⑧ 法人の場合：直近 3 か年の法人税、消費税、地方消費税の納税証明書及び本店所在地の法人市(町)民税（未納の税額が無いことの証明書）
個人の場合：直近 3 か年の所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書及び居住地の市(町)民税の納税証明書（未納の税額が無いことの証明書）

(3) 提出部数

2 部（正本 1 部及び副本 1 部）

9. 説明会

本件に関する説明会は開催しない。ただし、施設見学を希望する場合は「2. 担当課」まで問い合わせること。

10. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の受付

- ① 提出期限
令和 7 年 7 月 28 日（月）17 時まで（必着）
- ② 提出方法
参加申込書等の提出方法と同じ
- ③ 提出先
参加申込書等の提出先と同じ

(2) 企画提案書とあわせて提出が必要な書類

- ① 企画提案書（様式 5 号）
仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を記載すること。なお、様式に収まらない場合、適宜、行追加してもよいが、各小項目（(1)、(2)・・・）につき最大 4 ページまでとする。企画提案書に「法人名」「正本または副本」を記載した表紙（A 4 長辺 2 穴綴じ）をつけ、8 部（正本 1 部及び副本 7 部）提出すること。
- ② 見積書（様式 6 号）
※見積書は、令和 8 年度から令和 10 年度（3 年間）総額で作成すること。

※見積積算内訳書は令和 8 年度から令和 10 年度を年度ごとに作成すること。

- (a) 見積積算内訳書の項目は、小項目ごとに積算根拠を記入し、適宜、名称変更、追加・削除等を行ってよい。
- (b) 人件費は、仕様書「10.支援の体制 別添資料 1」に示した配置を参考に積算すること。
- (c) 見積額には、仕様書の別表 2「費用分担表」の事業者負担分を見込むこと。
- (d) 見積書及び見積積算内訳書は、企画提案書の次に綴じ、8 部（正本 1 部及び副本 7 部）提出すること。

1 1. 参加辞退

参加申込書等の書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式 7 号）を担当課まで持参または郵送にて提出すること。

1 2. 選定審査及び評価

応募件数に関わらず、「太子町学童保育園運営業務委託プロポーザル審査委員会」を開催し、書類審査及びヒアリング審査を行い、最優秀提案者を決定する。ヒアリング審査の時間等詳細は、別途通知する。

(1) 書類審査及びヒアリング審査の項目

【書類審査】 10 点

適性についての評価

【価格審査】 15 点

提案価格についての評価

【事業内容審査】 30 点

日常活動・保育体制についての評価

学校・地域・行政機関等との協力・連携についての評価

保護者対応についての評価

【人材管理・安全対策審査】 30 点

人材管理についての評価

各安全管理・対策についての評価

【独自性審査】 15 点

独自性についての評価

アピールポイントの評価 合計 100 点

(2) ヒアリング審査

① 実施日時

令和 7 年 8 月 1 日（金）午後

② 実施場所

兵庫県太子町役場 3 階 ホール

（※時間帯等の詳細については、別途通知する。）

③ 審査方法

ヒアリング審査の出席者は4人以内とし、法人の代表者(又は事業責任者)、運営委託する学童保育園の管理予定者等の法人職員又は採用予定者。ヒアリングでは、企画提案書等の説明(25分以内)と質疑応答(15分程度)を行う。なお、説明に際してパワーポイント等の使用を認めるが、内容については、事前に提出した書類に記載された内容に限る。

(3) 採点方法

「(1)書類審査及びヒアリング審査の項目」を評価し、合計100点満点で採点する。応募者の得点は、「太子町学童保育園運営業務委託プロポーザル審査委員会」の委員それぞれの得点を合計して評価する。

13. 選定後の手続き

(1) 最優秀提案者の決定及び結果通知

書類審査及びヒアリング審査の結果を得点により順位付けし、最低基準を超えた者のうち最高得点の者を最優秀提案者として決定する。応募者が1者のみとなった場合も、ヒアリング審査を行った上で最優秀提案者を決定する。

審査の結果については、本プロポーザル参加事業者に書面で通知するほか、太子町ホームページで公開する。公開する内容は、本プロポーザルに参加した事業者数及び事業者名、最優秀提案者及び次点者の事業者名及び得点とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 事前準備

最優秀提案者は、令和8年度からの事業実施に向けて、町と協議のうえ支援員及び利用者に向けた説明会を含む事前準備を行うものとする。

令和7年9月	支援員説明会(予定)
10月中旬	一斉申込開始(予定)
11月中旬	一斉申込締切(予定)
12月	入園児決定(予定)

(3) 業務委託料

①業務開始前の準備に要する費用は、提案者の負担とする。

②業務委託料については、見積額及び委託年度の利用児童数をもとに町と事業者で協議したうえで決定する。

14. 失格要件

提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (3) 本件の審査に係る審査委員に接触した事実が認められたとき。
- (4) 一事業者が複数の提案を行ったとき。
- (5) 他の事業者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。

- (6) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (7) その他、関係法令等に違反すると認められたとき。

1 5. 提出書類の取り扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 原則として、提出書類の修正はできない。
- (3) 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町は、最優秀提案者が提出した書類を町の業務上、必要な場合、無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出書類は、太子町情報公開条例（令和4年条例第15号）に基づく情報公開の対象となる。ただし、同条例第8条に定める非公開情報に該当する事項を除く。

1 6. その他の留意事項

- (1) 本件の応募に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 最優秀提案者として決定された後の企画提案書等の変更については、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや、軽微な変更等やむを得ないもので、審査結果に影響を与えない場合のみ、町と協議の上、認めることがある。
- (3) 最優秀提案者として決定された場合であっても、法令の規制等により企画提案書の内容の実施が見込まれないなど、学童保育園の運営が困難と町が判断した場合には、決定を取り消すことがある。
- (4) 本件審査に係る審査委員への接触は、直接又は間接を問わず、禁止する。
- (5) 応募者やその関係者等から、町の担当者等に対して、自らの応募書類や事業計画の優劣等についての質問、個別相談、審査内容に係る問い合わせ等には、審査の公平性を期するため、審査の前後を問わず受け付けない。
- (6) 企画提案書の提案者以外からの問い合わせには、一切応じない。
- (7) 本プロポーザルは、最優秀提案者を決定するものであり、運営委託を約束するものではない。業務の委託には、予算の議決が必要であり、太子町の指示及び指導に従うものとする。
- (8) 最優秀提案者として決定された者は、提案した計画内容を確実に履行し、関係法令等を遵守し、町の指示及び指導に従うものとする。
- (9) 町がやむを得ない事情により本プロポーザルの実施ができないと認めるときは、停止または中止する場合がある。なお、この場合、提案者はそれまでに要した費用を、本町に請求することはできない。